

本庁舎ほか 16 施設照明
LED 化 E S C O 事業

【募集要項等に関する質問への回答】

令和 7 年 2 月
広 島 市

No.	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
1	01 公示	3 応募条件 (3) 応募者資格 エ	応募者資格について	累計実績施工面積44,000㎡以上であることと記載がありますが、実績がない場合、条件の緩和処置はありますでしょうか。	応募者資格の緩和処置はありません。
2	01 公示	4 手続き等 (4) 参加表明書及び資格確認書類の提出 イ (7)	提出書類について	消費税及び地方消費税の納税証明書は、写しでよろしいでしょうか。(正と記載なし)	写しも可とします。
3	02 募集要項	2 事業概要 (3) 事業内容	外灯について	本庁舎や16施設の敷地内にある外灯は提案対象外でしょうか。	照明器具一覧兼事業費算出表(様式3-7)のとおりです。
4	02 募集要項	2 事業概要 (3) 事業内容	器具の更新方法について	「更新方法は器具交換とし」とありますが、特殊寸法・シャンデリア等特殊器具・F F E器具に限ってはランプ交換の協議は可能と考えて問題ないでしょうか。	対象器具は全て器具交換とし、ランプ交換でのL E D化は一切認めません。
5	02 募集要項	5 応募条件 (3) 応募者資格 イ	削減エネルギーの保証について	事業者にて省エネルギー効果を計測・検証しますが、通常のE S C O事業のように削減エネルギー量の保証は不要でしょうか。	お見込みのとおりです。
6	02 募集要項	5 応募条件 (3) 応募者資格 イ	計測・検証について	「官庁施設におけるE S C O事業導入・実施マニュアルで示すオプションAとし、使用電力量の実測は行わずカタログデータ等で机上計算を行うものとする。」とありますが、実施前後の照度・消費電力の比較作業は不要の考えで間違いないでしょうか。 また、点灯時間や電力単価などの効果算出に必要な情報はいただけたらと考えて間違いないですか。	消費電力については、L E D化前後で実測・比較する必要はありません。 照度については、仕様書6(10)に記載のとおり、L E D化工事前後に照度測定を実施し、工事前の照度と同等以上となることを確認する必要があります。なお、工事前の照度を満たさない場合、本市と協議の上、適切に対応する必要があります。 点灯時間や電力単価については、照明器具一覧兼事業費算出表(様式3-7)のとおりです。
7	02 募集要項	5 応募条件 (3) 応募者資格 エ	施工実績について	様式1-5で施工面積の実績を記入しますが、合計が44,000㎡以上になるまで個別の施設名を記入する考え方で間違いないですか。	お見込みのとおりです。
8	02 募集要項	5 応募条件 (3) 応募者資格 エ	応募者資格について	施工役割として実施したE S C O事業の累計実績の面積44,000㎡以上の規定がありますが、E S C O事業ではない類似の工事实績(E S C Oではない器具交換によるL E D更新事業)をもって実績と認めていただくことは可能でしょうか。	募集要項5(3)エに記載のとおり、平成21年4月1日以降に元請として完成した工事であれば、本件の応募者資格の実績として認められます。
9	02 募集要項	5 応募条件 (3) 応募者資格 エ、オ	応募者資格について	グループとして応募する際に、本件の施工役割以外の構成員が、施工以外のE S C O事業の実績を有している場合(事業役割や機器供給役割としての実績)は参加に必要な実績の対象としていただけるのでしょうか。	募集要項5(3)エ及びオに記載のとおり、E S C O事業の実績の場合、「施工役割として実施したE S C O事業」が本件の応募者資格の実績となります。したがって、施工役割以外のE S C O事業の実績は、本件の応募者資格の実績として認められません。 なお、本件の施工役割以外の構成員が、「施工役割として実施したE S C O事業」の実績を有する場合であれば、本件の応募者資格の実績として認められます。

No.	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
10	02 募集要項	5 応募条件 (3) 応募者資格 エ、オ	応募者資格について	施工実績は官民間わない、との認識でよろしいでしょうか。	公共・民間のいずれの実績も、本件の応募者資格の実績となります。 なお、<u>実績の確認に当たっては、CORINSや契約書等の事実が確認できる資料の提出が必要です。また、施工面積やランプ交換でのLED化ではないこと等、本件で求めるすべての内容が網羅的に確認できる書類の提出が必要となります。本件で求める内容が一部でも確認できない実績は無効となりますのでご注意ください。</u>
11	02 募集要項	5 応募条件 (3) 応募者資格 エ、オ	応募者資格について	リース会社が入札によりLED化事業の案件（シェアード・セイビングスのESCO事業や賃貸借にあたる）を獲得し、リース会社が発注者となって工事を施工会社に発注した場合は実績の対象としていただけるのでしょうか。	募集要項5(3)エ及びオに記載のとおり、「平成21年4月1日以降に元請として完成した工事又は施工役割として実施したESCO事業」に該当する実績のみが本件の応募者資格の実績となります。したがって、左欄の実績が上記の応募者資格に該当するか否かで判断してください。 なお、<u>ここでいう「工事」とは、建設業法に基づく建設工事を指します。応募者の実績が「工事」の場合、建設業法に基づく建設工事であることが確認できる資料（CORINS、建設工事請負契約書等）の提出が必要となりますのでご注意ください。</u>
12	02 募集要項	5 応募条件 (3) 応募者資格 エ、オ	応募者資格について	ESCO事業の実績はシェアード・セイビングス契約の実績でもよろしいでしょうか。	「施工役割として実施したESCO事業」の実績を有する場合であれば、本件の応募者資格の実績として認められます。
13	02 募集要項	5 応募条件 (3) 応募者資格 エ、オ	元請について	※2の元請とは、発注者と直接契約を締結した者とありますが、ESCO事業者と直接契約した場合も元請の認識で間違いないでしょうか。	※2は工事に関する記載となります。ESCO事業においては、ESCO事業の発注者と直接契約を締結した施工役割の構成員が実施した実績が対象となります。
14	02 募集要項	6 応募に関する留意事項 (9) 情報公開	情報公開について	事業者のノウハウに係る恐れのあるものについては公開の対象とならない認識で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	02 募集要項	8 事業全体スケジュール (予定)	プレゼンテーションについて	事業者が審査委員会の方々の前でのプレゼンテーションは無いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	02 募集要項	9 手続き等 (4) 参加表明書及び資格確認書類の提出 イ (7)	合意書について	グループ構成表は、ESCO事業者が単独の場合は、合意書は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	02 募集要項	9 手続き等 (6) 参加を辞退する場合	参加表明後の辞退について	参加表明後に辞退した場合、ペナルティはございますか。	ペナルティはありません。なお、資格確認結果の通知により資格が確認された後、辞退する場合は、提案書の受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式2）を提出してください。
18	02 募集要項	9 手続き等 (8) 提案書の提出 ウ (4)	提案書の提出について	提案書の内容を記録した光学メディアUSBメモリースティックでもよいでしょうか。	USBメモリースティックの提出も可能です。

No.	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
19	02 募集要項	9 手続き等 (9) 提案書作成要領 オ	押印について	押印についての注意事項の記載がありますが、参加表明書の様式（１－３～１－６）に押印は必要ないとの認識で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	02 募集要項	9 手続き等 (9) 提案書作成要領 カ	提案書について	グループではなく単独で応募する場合、応募者以外の協力業者の会社名等を各提案書類に記載してよろしいでしょうか。	応募者以外の協力業者についても、称号や商号等を類推できる表現をすることはできません。
21	02 募集要項	11 事業実施に関する事項 表 予想されるリスクと責任 分担	予想されるリスクと責任 分担について	予想されるリスクと責任分担において、本事業の契約によって生じる損害賠償の範囲については、二次損害（逸失利益等の間接損害）は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	損害賠償の範囲は、二次損害（逸失利益等の間接損害）についても含まれます。
22	02 募集要項	11 事業実施に関する事項 表 予想されるリスクと責任 分担	予想されるリスクと責任 分担について	予想されるリスクと責任分担において、第三者賠償「調査・工事等により第三者に損害が生じた場合」の負担者については、事業者には「○」があります。事業者の責めに帰すべき事由による場合に限り、事業者が調査・工事による第三者賠償を負担するとの理解でよろしいでしょうか。また、損害賠償の範囲は二次損害（逸失利益等の間接損害）は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	第三者賠償「調査・工事等により第三者に損害が生じた場合」の負担者については、事業者の責めに帰すべき事由による場合に限り、事業者が調査・工事による第三者賠償を負担することとなります。なお、損害賠償の範囲には、二次損害（逸失利益等の間接損害）も含まれます。
23	02 募集要項	11 事業実施に関する事項 表 予想されるリスクと責任 分担	予想されるリスクと責任 分担について	予想されるリスクと責任分担において、工事段階の「工事費増大」の負担者について、新型コロナウイルスのような新たな伝染病、ロシア、ウクライナ戦争の長期化など世界情勢の変化に伴い、原材料の高騰などから、照明器具製造メーカーの部品調達コストの高騰などがあった場合は、ＥＳＣＯ料金の増額を認めていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	本契約後の協議とします。
24	02 募集要項	11 事業実施に関する事項 表 予想されるリスクと責任 分担	予想されるリスクと責任 分担について	予想されるリスクと責任分担において、計画・設計段階及び工事段階の「不可抗力：天災等による設計変更、中止、延期」の責任分担については、協議とあります。事業者が負担する費用は、事業者の責めに帰すべき事由により生じたもののみの理解でよろしいでしょうか。また、不可抗力による費用負担については、経済産業省資源エネルギー庁が公表している雛形に準じ、限定的な負担（事業者が１／１００を負担）であるとの理解でよろしいでしょうか。	ここでいう不可抗力とは、発注者、受注者双方の責に帰すことができないことを指すため、ご質問の「事業者の責めに帰すべき事由により生じたもの」に対して費用の負担を求めるものではありません。 また、具体的な費用の負担については、協議によりますが、事業者負担１／１００を想定しています。

No.	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
25	02 募集要項	11 事業実施に関する事項 表 予想されるリスクと責任 分担	予想されるリスクと責任 分担について	予想されるリスクと責任分担において、「性能：仕様 不適合による施設への損害、業務への障害」の責任分担 については、事業者に「○」があります。事業者の責め に帰すべき事由がある場合は、事業者が、施設運営・業 務の障害の原因となった施設・設備及びE S C O設備等 の補修又は改修に要する費用を負担する（ただし、二次 的損害は免責とする）の理解でよろしいでしょうか。	性能「仕様不適合による施設への損害、業務への障害」について、 事業者の責めに帰すべき事由による場合、施設への損害、業務への 障害に係るあらゆるリスクが事業者の負担となり、補修・改修に要 する費用負担に限るものではありません。また、二次的損害も対象 となります。
26	02 募集要項	13 その他 (5)	契約保証金について	履行保証保険に加入した場合は契約保証金の納付は 免除される認識で間違いないでしょうか。	広島市契約規則第3 1 条各号に該当する場合は契約保証金の納付 を免除することができます。
27	07 仕様書	1 事業概要 (3) 事業内容	撤去について	非常用照明の改修に伴い、既設耐火電線などの撤去及 び別置型蓄電設備の撤去を考慮する必要があるかない か。指示願います。残置でよいか。	工事に伴い不要となる設備については本事業で撤去してくださ い。
28	07 仕様書	2 納入物件 (1)	電子納品について	施工図面（プロット図程度）は、C A Dデータの納品 が必須でしょうか。P D FもしくはT I F Fなどでの納 品でも可能でしょうか。	「広島市電子納品の手引き」によります。
29	07 仕様書	2 納入物件 (1)	電子納品について	前項のC A Dデータの納品が必須の場合、貴市にてC A Dデータ（. dwg や. dxf データ）を保有する施設につ いては、その元データをご提供いただけたと考えてよろ しいでしょうか。	本市が保有するC A Dデータについては、優先交渉権者決定後、 提供します。
30	07 仕様書	4 L E D照明等の仕様 (1) 一般事項 エ	器具の更新について	既存同等規格の埋込器具がない場合、既存器具を流用 する形で更新してもよいでしょうか。	既存器具の流用は一切認めません。
31	07 仕様書	4 L E D照明等の仕様 (2) L E D照明の性能・構造 エ	L E D照明の機能につ いて	屋内でも既設が防湿、防雨型の場合は、同等品を選定 すべきでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	07 仕様書	4 L E D照明等の仕様 (2) L E D照明の性能・構造 エ	L E D照明の機能につ いて	既存の調光機能に関する仕様書と運用状況を御教示 願います。	既存図面のとおりで。
33	07 仕様書	6 工事に関する仕様	施工について	作業に当たり、執務室などの什器関係の移動や復旧に 関する対応は別途でよいでしょうか。	事業者での対応となります。なお、什器関係の移動や復旧に当た っては、施設管理者や施設利用者と調整した後、実施してください。
34	07 仕様書	6 工事に関する仕様 (3)	吊ボルトについて	既設吊ボルト等を再使用の予定だが、詳細設計時に確 認し、加工及び吊ボルトの設置箇所が多数必要な場合 は、全て受注者の負担ではなく、別途協議とさせていた だけないでしょうか。	仕様書に記載のとおり、全て受注者の負担となります。ただし、 特段の事情（広範囲にわたり吊ボルトが劣化し使用できない状況が 判明した場合等）がある場合には別途、協議とします。

No.	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
35	07 仕様書	6 工事に関する仕様 (4)	石綿含有建材の調査について	「万が一、天井材を撤去する必要がある場合、事前に石綿含有建材の調査を行い、適切に対応すること。なお、これらの対応に係る費用は、全て受注者の負担とする。」とありますが、対象施設において石綿の含有の有無は貴市にて調査済みでしょうか。調査済みでしたら事前に事業者へ展開をお願いします。	対象施設における石綿含有建材の調査は実施していません。
36	07 仕様書	6 工事に関する仕様 (4)	石綿含有建材について	天井材を撤去する箇所が多数必要な場合は、石綿含有建材の調査等の費用は全て受注者の負担ではなく、別途協議とさせていただけないでしょうか。	仕様書に記載のとおり、全て受注者の負担となります。このことから、やむを得ず天井改修を行う場合には、天井材を石綿含有建材とみなす等、様式３－６及び３－７に適切に対策費を計上してください。また、 <u>適切に対策費が計上されていること等を確認する様式を資格確認結果通知にあわせて応募者に送付するため、当該様式に記入の上、提案書の一部として提出してください。</u>
37	07 仕様書	6 工事に関する仕様 (5)	仮設費用について	仮設足場や高所作業車等、工事に必要な仮設費用は、全て受注者の負担とする。と記載がありますが、公平性確保のため、足場・高所作業車が必要な箇所と高さを御教示願います。目安として５メートル以上。	既存図面等を踏まえ、足場・高所作業車が必要な箇所を応募者で判断のうえ、適切に費用を見込んでください。
38	07 仕様書	6 工事に関する仕様 (6)	作業中の安全確保について	作業中は、受注者の負担で誘導員や監視員等を適切に配置し、安全確保に努めること。とありますが、誘導員・監視員が必要な箇所を御教示願います。	作業日・作業内容によるため現時点で本市から具体的な箇所を示すことはできませんが、閉館日・時間でも施設利用者が通行する可能性がある屋外通路や廊下等を想定しています。
39	07 仕様書	6 工事に関する仕様 (6)	作業中の安全確保について	土日夜間施工について、土日夜間施工時には、貴市の指定する警備員を配置する必要はありますか。また、必要な場合、その費用は貴市とＥＳＣＯ事業者のどちらの負担になりますでしょうか。また、貴市職員立会費用が必要な場合も事業者負担となりますでしょうか。	本市の指定する警備員を配置する必要はありませんが、施設管理上、必要な警備員は事業者負担で配置してください。 なお、本市職員立会費用は不要です。
40	07 仕様書	6 工事に関する仕様 (8)	絶縁劣化について	絶縁測定の結果、LED化工事前の測定値が不良とした場合、既設の配線劣化と判断した場合、貴市負担にて改修ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	07 仕様書	6 工事に関する仕様 (14)	ＰＣＢ含有器具について	照明器具の安定器におけるＰＣＢの含有の有無については、貴市にて調査済みであり、ＰＣＢを含有している器具は無いとの認識でよろしいでしょうか。 ＰＣＢの含有が疑われる器具が発見された際は、製造業者のホームページ等で確認し、含有ありとの結果になった際は、その結果を市に報告するとの認識でよろしいでしょうか。また、貴市にてＰＣＢ含有器具に対応していただけたとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	07 仕様書	6 工事に関する仕様 (15)	資材置き場等について	作業効率と経済合理性の観点より資材置場、産廃置場に施工対象庁舎内の駐車場を使用したくお願いいたします。その際、無償借用することは可能でしょうか。	仕様書に記載のとおり、受注者の負担で確保してください。

No.	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
43	07 仕様書	6 工事に関する仕様 (15)	休憩所等について	各施設での休憩所及び喫煙所等については貸与可能でしょうか。	仕様書に記載のとおり、受注者の負担で確保してください。
44	07 仕様書	6 工事に関する仕様 (16)	工事用電力等について	各施設コンセント（主に夜間作業などでの仮設照明を使用するため）及びトイレ等についての使用は可能でしょうか。	仕様書に記載のとおり、受注者の負担で確保してください。
45	07 仕様書	7 L E D照明の保証等 (3)	L E D照明の保証について	保証期間における受注者の負担は、E S C O設備が原因となる不具合（地震等の天災による故障、建物の雨漏りによる故障、既存設備の劣化等による故障等の外因要因を除く）という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	08 施設一覧	施設一覧	施工日程について	施工可能日程ですが、記載以外の施工可能日があれば作業は実施してもよろしいでしょうか。	施設一覧に記載の日時での作業になるとお考え下さい。
47	08 施設一覧	施設一覧	技術者について	専任技術者を選任する施設は本庁舎のみとし、本庁舎以外は主任技術者の兼任で問題ないでしょうか。	建設業法等、関係法令に基づき、適切に技術者を配置してください。
48	10 特定基準	2 評価方法 (3) ア 【5】	定量評価について	地域経済の活性化の考え方については、市内本店の構成員の社数に0.5の係数を乗じるものと考えて間違いないでしょうか。	「市内本店の構成員数」に乗じる係数は1、「市内支店の構成員数」に乗じる係数は0.5となります。
49	事業効果算出表	事業効果	蛍光灯ランプ交換費用について	通常は、E S C Oによる効果に蛍光灯ランプ交換費用の削減を含める場合がありますが、本事業では含めないということでしょうか。もし、含める場合はご提示をお願いします。	お見込みのとおりです。